平成２６年（フ）第７１号
千葉県茂原市大芝298番地４
債務者　武田　和幸
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
山梨県甲府市里吉３丁目７番13号
債務者　藤巻　照子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
兵庫県姫路市菅生台12番地１　市営六角住宅７棟102号
債務者　安井　啓人
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市平野町59番地　グリーンヒルズ平野町306号
債務者　山本建設工業こと　山本　廣司
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市平野町59番地　グリーンヒルズ平野町306号
債務者　山本蓮子こと　蔡　　蓮子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５５７号
広島市中区堺町２丁目３番16―403号
債務者　児玉　和美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６２号
広島市安佐北区可部町大字桐原255番地７
債務者　吉岡　佳之
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
山口県萩市大字椿東3157番地２、前住所山口県萩市大字椿東3154番地12
債務者　桶屋　照子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東3157番地２、前住所山口県萩市大字椿東3154番地12
債務者　桶屋　芳徳
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第５７号
鹿児島県鹿屋市川西町4668番地８　久保貸家４号棟
債務者　有留　弘人
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
鹿児島県鹿屋市川西町4668番地８　久保貸家４号棟
債務者　有留　信子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３２９０号
大阪市港区夕凪１丁目17番18―205号
債務者　テーラータムラこと　田村　昭雄
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２０号
大阪府豊中市千成町１丁目４番16号
債務者　酒井　広子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１３号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番16号　コンフォート御幣島301号室
債務者　西口　重之
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５６号
大阪府豊中市服部西町２丁目２番８―206号
債務者　吉永　弘美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７６号
大阪府摂津市新在家２丁目26番８―608号　摂津スカイハイツ
債務者　三宅　保美（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０３号
大阪市西成区長橋１丁目９番２―405号
債務者　吉本寿子こと　梁　　寿子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部